原動機付自転車改造届出書

令和　　年　　月　　日

（宛先）　東海市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者（所有者） | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |
|  | 電話 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |
|  | 電話 |  |

下記の原動機付自転車を改造し、登録内容に変更がありましたので、届け出ます。この改造について市からの質問等には速やかに回答します。

なお、改造の内容について関係法令に違反するなど問題が生じた場合は、私がその責任を負うものであり、市には一切迷惑をお掛けしません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 原動機付自転車 | 車名 |  |
| 標識番号 |  |
| 車台番号 |  |

＜改造内容＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 変更前 | 変更後 |
| 変更理由及び作業内容 | 変更理由　該当する項目にチェックをしてください。□　エンジン載せ替え（①及び②の欄を記入してください。）□　ボアアップキットによる排気量変更（②及び④の欄を記入してください。）□　エンジン内部のボーリング（②の欄を記入してください。）□　トレッドの変更（③の欄を記入してください。）□　その他（下記に作業内容を記載し、変更があった項目の欄を記入してください。）作業内容　 |
| ①原動機の型式番号 |  |  |
| ②総排気量 | cc・kw | cc・kw |
| ③トレッド | mm | mm |
| ④使用した部品名 | 製造元：商品名：型　番： |

注１　申告し、又は報告した内容を変更するため、虚偽の改造の届出をした場合は、地方税法第４６３条の２０第１項の規定により処罰されます。

注２　必要事項に記入漏れ等がある場合は、受付できない場合があります。

改造により登録内容に変更が生じた原動機付自転車の届出について

原動機付自転車改造届出書により届出をお願いします。

　車種が変わる場合には、改造前の車両の廃車と改造後の車両の登録が必要になります。

　　排気量は以下の計算式により計算をします。

**！！注意！！**

**虚偽の申告は罰せられます。**

　　未改造の車両にもかかわらず、偽って改造の届出をし、申告内容を変更した場合は、地方税法第４６３条の２０第１項の規定により罰せられます。

**排気量変更改造による2人乗りはできません。**

　　道路交通法では、座席が2人用で手すりが無ければ違法となりますので、走行に当たっては、改造前と変わらないということを御理解の上、登録されるようお願いします。

（問合せ先）　東海市役所総務部税務課　税制グループ

　　　　　　　０５２－６０３－２２１１又は

０５６２－３３－１１１１　　　内線（１１２）